

28 大内教弘

本拠山口から
領国・海外を見据えた
築山殿

1420～1465

官位 従四位下 贈従三位 左京大夫
菩提寺 關雲寺（現泰雲寺・小鯖）
墓所 興居島（松山市）

大内持世の死後、養子^{のりひろ}教弘（盛見の子。持盛の子とする説も）が家督を継ぎました。幕府の命により赤松氏追討に向かいますが、教弘に対抗して兄教幸が、少弐教頼らと蜂起したため九州へ渡り、幕府支援のもと筑前の合戦で勝利しました。

教弘は義政将軍就任祝いのため上洛しますが、他国の守護より早い段階で在国し、本拠山口での町づくりを始めていました。

筑前・博多の安定的な支配を背景に、大内氏の外交活動は新たな段階を迎えます。朝鮮から厚遇された大内氏の名を騙る偽の使節が現れ、本物の使節を判別する必要から、独自の通交証明として朝鮮国王から通信符を贈られました。遣明船では初めて大内船を出しており、次の遣明船の時には入明を求めて下向してきた雪舟も乗船しています。

将軍義政による家督争いへの介入等により、諸大名との間で対立が生まれていました。教弘も何らかの理由で将軍の不興を買い、一時期息子政弘に守護職を譲っていたようで、和解して戻ってきた教幸（道頓）が元服前の政弘の後見的役割をつとめました。大内氏は安芸の厳島教親を支援し、幕府に支持された武田氏と戦っており、また義政の勘気をこうむった越前守護斯波義敏が大内氏を頼って周防に亡命すると、幕府は大内氏討伐を命じました。さらに大内氏所領の安芸東西条^{とうさいじょう}を没収し武田領とするなど、関係の悪化がうかがわれます。

伊予国（現愛媛県）では、細川勝元の支持を受けていた河野通春^{こうのみちはる}が反乱を起こし、戦闘状態となり勝元との関係が悪化、幕府は近国の守護・国人たちに通春討伐のため出兵を命じました。教弘は



大内教弘画像（龍福寺蔵）

幕命に応じると回答します。この頃幕府は、一旦武田氏に与えるとしていた安芸東西条について教弘の知行^{ちぎきょう}（領地支配）を認めたり、大内氏から遣明船の費用を借用したり、大嘗会^{たいじょうえ}（後土御門天皇即位時）段銭^{たんせん}（臨時に課された税）を九州の大名に催促するよう教弘に求めるなど、教弘との関係は改善されたかみえ、病にかかった教弘のために医師を派遣しています。伊予へ出陣した教弘は興居島^{こうこしま}（現松山市）に上陸すると、将軍の意に反して通春を援助する動きをみせました。遣明船航路となる瀬戸内の制海権を握るため、細川氏に対抗し、伊予で大きな勢力をもつ通春と提携したものとみられます。しかし教弘は陣中で病死してしまいました。家督を継いだ政弘も河野氏支援を継続し、幕府の討伐対象となります。応仁の乱勃発1年半前のことでした。



興居島（愛媛県松山市・松山市教育委員会蔵）



泰雲寺（小鯖）



大内教弘供養塔（泰雲寺）

築山跡

いまの八坂神社・築山神社境内、料亭菜香亭跡地一帯は教弘が造営した別邸築山屋形の跡と伝えられます。政弘の代に連歌師宗祇が、築山屋形で開かれた連歌会で詠んだ発句「池は海 こすゑは夏の深山 かな」から、大規模な池のある庭園があったと考えられてきました。発掘調査により、この周辺としては大内氏館跡につぐ規模の堀がみつかりました。

大内氏^{おきてがき}掟書では、築山の築地の上から祇園会を見物することが禁じられています。江戸時代には、毛利氏当主の代理や町奉行らの祇園会見物のため築山に棧敷が設営されました。当時は石垣があったようです。

この地に屋敷がおかれたのは、教弘が家督を政弘に譲った後に別々の居所を構えてから、教弘が亡くなるまでの間で、その後教弘を祀った築山大明神の祠が設けられたものとみられています。

宝暦末（1764 頃）までは大内時代からの大松があり、天明 2・3 年（1782・83）頃には四方を竹藪に囲まれ、一部を切り開き池を埋めて畑にしたといいます。

北西隅に残る築地跡は当初の形をとどめており、石垣の石は幕末、山口新御屋形（山口城）の石垣に転用されたと伝えられます。



築山跡の築地（上豎小路）



宗祇築山句碑
(昭和 28 年建立)



築山大明神址と伝わる石屏



築山から転用された石垣
(香山通り)

1441	嘉吉の乱 持世死去
1442	香積寺五重塔完成
1443	山名持豊（宗全）養女を妻とする
1449	足利義政將軍就任祝いのため上洛
1451	遣明船に初めて大内船を出す
1452	師成親王親筆「李花集」相伝
1453	朝鮮国王から通信符を贈られる
1454	瑞雲寺を再建し龍福寺と改称 この頃雪舟来山 享徳の乱勃発
1459	亀童丸（政弘）妙見社上宮参詣 山口祇園会が始まったと伝わる
1460	寛正の大飢饉
1461	領国内の行程日数を定める
1465	興居島で病死（46 歳）

大内氏壁書と領国支配体制の整備

教弘は京都から帰国すると、本格的に領国内の支配体制の整備に着手しました。

大内氏^{かべがき}壁書（^{おきてがき}掟書）は領国内で適用される法令で、その一部はこの頃集中的に制定されています。訴訟の迅速化をはかるため、山口から領国内各地域までの行程日数を定めた掟書では、周防・長門・豊前・筑前に加え安芸東西^{とうさいじょう}条（東広島市南部と呉市の一部、往路 7 日）・石見^{いしま}邇摩郡（島根県大田市、往路 7 日）から肥前^{かんざき}神埼郡（佐賀県神崎市、往路 8 日）に及ぶ、7 カ国にわたる広大な支配領域が示されています。

袖判^{そではん}下文^{くだしづみ}（格の高い上意下達^{じょういげだつ}の文書）

による知行宛行^{ちぎょうあてがい}（土地給付）により、国人（在地領主）を大内氏の御家人とする動きがみられます。年貢高にもとづく租税制度の基礎を築き、大内氏の強大な軍事力を支えることとなります。大内氏権力の意思決定機関・評定衆^{ひょうじょうしゅう}一重臣たちによる合議制もこの頃成立しました。